

1. 空き家の現状について
2. 空家等対策特別措置法について
- 3. 空き家対策に関する予算・税制等**
4. 空き家対策のその他の取組

空き家対策総合支援事業

令和6年度当初予算:59億円

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務 R6拡充

<空き家対策附帯事業>

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
(行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等)

<空き家対策関連事業>

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

<空き家対策促進事業>

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

<空き家対策モデル事業>

- 調査検討等支援事業（ソフト）
(創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援)
- 改修工事等支援事業（ハード）
(創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援)

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

<補助率>

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5

※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空き家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

- 市区町村が指定する空家等管理活用支援法人が行う空家の活用等を図るために必要な事業を空き家対策基本事業に追加し、空家等管理活用支援法人の立ち上げ期を市区町村と共に支援。

事業主体

改正空家法に基づき市区町村が指定する空家等管理活用支援法人 (NPO法人、社団法人等)

補助対象事業

改正空家法第24条第一号、第三号又は第五号に掲げる業務

※所有者等から支援法人が費用を徴収する収益事業は補助対象外

(参考) 改正空家法第24条 (抄)

支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。

補助率

国1/2、市区町村1/2

※市区町村が支援する場合に限り、国もその同額を支援

※市区町村から法人への支出形式（補助金、委託費など）は問わない

補助上限額

1 法人当たり500万円／年度（国費）

※空家等管理活用支援法人に対する補助の全体事業費は、各空き家対策総合実施計画の
交付対象事業の全体事業費の1／2未満

補助期間

1 法人につき、最大3か年度

※市区町村より、毎年度、本事業を活用した空家等管理活用支援法人の取組を報告いただき、全国への横展開へ活用。

空き家対策モデル事業

NPOや民間事業者等の創意工夫によるモデル性の高い空き家の活用等に係る調査・検討等や改修工事・除却工事等に対して国が直接支援し、その成果の全国展開を図る。（提案募集期間：令和6年4月22日～5月24日）

① ソフト提案部門

次に掲げる3つのテーマのいずれかに該当する取組として、調査検討、普及啓発、事業スキーム構築など空き家対策に関するソフト的な取組を評価（応募に際しては、提案する取組の内容に応じて3つの区分のいずれかを選択）

テーマ1 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等	テーマ2 空き家等に関連するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等	テーマ3 新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等
<p>地方公共団体とNPO、法務、不動産、建築、金融、福祉の専門家等が連携して、空き家に関する相談対応・派遣や普及啓発、空き家活用の提案・実践を行う体制の構築等に係る取組</p> 	<p>異業種間の連携やデジタル技術の活用(DX)による空き家の調査・活用・除却の推進に資する新たなビジネス等のスタートアップに係る民間事業者等による取組</p> <p>＜提案が期待される取組の例＞</p> <ul style="list-style-type: none">* 地方公共団体の空き家対策を効率化・合理化するツールやサービスの開発等* 空き家所有者による活用・除却等の判断を迅速化し行動を促すツールやサービスの開発等* 空き家の処分や活用に係る所有者の負担（手間、コスト）を軽減・適正化するツールやサービスの開発等 .etc	<p>空き家を活用した子育て世帯への住まいの提供や移住、定住、二地域居住等の新たなライフスタイル・居住ニーズへの対応など、空き家の多様な活用や流通を促進する取組</p> <p>＜提案が期待される取組の例＞</p> <ul style="list-style-type: none">* 空き家を改修・サブリースして子育て世帯向けの住宅や子育て支援施設等として活用する取組* 移住、定住、二地域居住、多地域居住等を実現するために空き家を活用する取組* 一定のエリアに存在する複数の空き家を連携させて活用する取組 .etc

提案の区分を選択

ソフト型

- 空き家の活用等に係る現地調査、ワークショップ、事業企画、官民連携体制やビジネスモデルの構築などを実施する場合

(注) 市区町村の空き家等対策計画に沿って行われる取組、又は空き家の活用・除却工事等につながる取組に限る。

ソフト・ハード一体型

- ビジネスモデル、事業スキームやシステムの構築と併せて行う空き家の改修工事等、空き家活用の実践型ワークショップ等を実施する場合
- 個別の空き家の活用方法等について、まちづくりの観点から地域で検討し、その結果を踏まえ改修工事を実施する場合

② ハード提案部門

建物や敷地状況に応じた空き家の改修工事や除却工事などハード整備の技術や工法、施工プロセス等について評価

想定される取組の例

- * 耐震性能及び省エネ向上と意匠性を両立する改修工事
- * 建物や敷地条件等に応じて騒音・振動の抑制、工期の短縮、コストの抑制に大きく寄与する技術や工法、施工プロセスによる改修・除却工事
- * デジタル技術を活用した効率的な改修・除却工事

■補助事業者

NPO、民間事業者、地方住宅供給公社等
地方公共団体

■補助対象

- ① 調査検討、計画策定、普及・広報等に要する費用
- ② 改修工事、除却工事、除却後の土地の整備に要する費用

■補助率

- ① 定額
- ② 改修工事:1/3、除却工事:2/5、除却後の土地整備:1/3

地方自治体の空き家対策への地方財政措置

(総務省)

【交付税の概要】

- 空き家が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村は空家等対策計画の策定等により、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
- 空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の地方自治体が行う空き家対策のプロセス全体を特別交付税により支援。

【対象経費】

市町村が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置(措置率0.5、財政力に応じて補正)

<除却のイメージ>

①空き家対策のために必要な調査

- ・空き家等の所有者特定のための調査
- ・空家等対策計画の策定等のために必要な空き家住宅等の実態把握等

②空き家対策を講ずる上で必要な体制整備

- ・空き家に関するデータベースの整備
- ・空き家相談窓口の設置等

③空家等対策計画の策定

④空き家の利活用

- ・空き家バンクの設置
- ・空き家の入居者への家賃補助等



⑤危険な空き家の除却・改修



※①及び③については、国庫補助事業の地方負担分に限る。

※都道府県についても、国庫補助事業の地方負担分（①, ③, ⑤）を対象とする。

【特別交付税措置の具体的な対象経費】

(総務省)

＜補助事業分＞

空き家再生等推進事業等の国庫補助事業を受けて実施する次の取組に係る 地方負担について特別交付税措置(措置率0.5、財政力に応じて補正)

- ・空き家等の所有者特定のための調査
- ・空家等対策計画の策定等のために必要な空き家住宅等の実態把握
- ・空家等対策計画の策定
- ・空家等対策計画に基づき行う空き家等の除却・改修及び除却後の土地の整備・附帯工事
- ・費用回収の見込めない行政代執行経費や行政代執行等に向けて必要となる法務的手続等に関する費用
- ・空き家等に係るフィージビリティスタディ
- ・空き家等の除却・改修に係る測量試験等

＜単独事業分＞

市町村が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置 (措置率0.5、財政力に応じて補正)

- ・空き家に関するデータベースの整備や空き家相談窓口の設置等、空家対策を講ずる上で必要な体制整備
- ・空家等対策計画に基づく空き家バンクの設置や空き家の入居者への家賃補助等、空き家の利活用
- ・空家等対策計画区域内において、空家特措法に基づく助言又は指導を行い、命令するに至っていない「特定空家(注1)」(空家特措法第2条第2項)に対する除却や改修への助成

(注1) 「特定空家」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(注2) 国庫補助のスキームと同様、総事業費における地方負担上限を除却は2／3、改修は1／2とする。

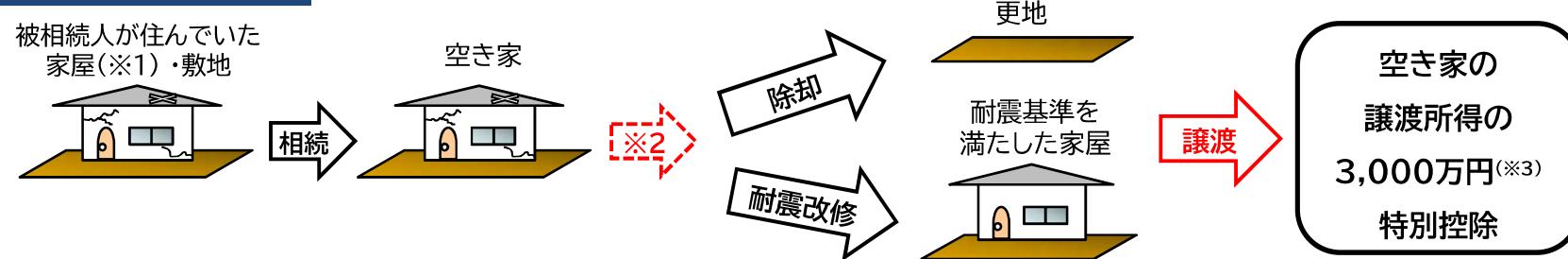
※1 除却・改修以外については、国庫補助の対象外経費について措置

空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)について

制度の概要

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円(家屋と敷地のいずれも相続した相続人の数が3人以上の場合は2,000万円)を特別控除する。

○本措置のイメージ



(※1)昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限る。また、相続開始の直前に被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、一定要件を満たせば適用対象となる。

(※2)空き家の除却又は耐震改修の前の
一定期間内に譲渡した場合も適用可能
(この場合、除却又は耐震改修は、譲渡日の属する年の
翌年2月15日までに実施する必要がある)

(※3)家屋及びその敷地を相続した
相続人の数が3人以上の場合は2,000万円。

□本特例を適用した場合の譲渡所得の計算

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価額} - \text{取得費(譲渡価額} \times 5\% \text{)(※4)} - \text{譲渡費用(除却費用等)} - \text{特別控除 } 3,000 \text{万円}$$

(※4)取得費が不明の場合、譲渡価額の5%で計算

【具体例】相続した家屋を取り壊して、取壊し後の土地を500万円で譲渡した場合

<前提条件>

- ・昭和55年建築
- ・被相続人が20年間所有
- ・相続人は1名
- ・除却費200万円
- ・取得価額不明

○本特例を適用する場合の所得税・個人住民税額：0円

$$(500 \text{万円} - (500 \text{万円} \times 5\%) - 200 \text{万円} - 3,000 \text{万円}) \times 20\% = 0 \text{円}$$

○本特例がない場合の所得税・個人住民税額：55万円

$$(500 \text{万円} - (500 \text{万円} \times 5\%) - 200 \text{万円}) \times 20\% = 55 \text{万円}$$

固定資産税等の住宅用地特例に係る空き家対策上の措置

固定資産税等の住宅用地特例とは

- **固定資産税等の住宅用地特例**は、住宅政策上の見地から、居住の用に供する住宅用地について税負担の軽減を図るために設けられた措置であり、土地が**住宅用地(※)**に該当する場合には、**固定資産税等が減額**される。

※ 総務省の通知(平成27年総務省固定資産税課長通知)では、以下の場合、特例の対象となる「住宅」には該当しないとされている。

- ・構造上住宅と認められない状況にある場合
- ・使用の見込みはなく取壊しを予定している場合
- ・居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合

【固定資産税の住宅用地特例の概要】

	小規模住宅用地 (200m ² 以下の部分)	一般住宅用地 (200m ² を超える部分)
固定資産税の 課税標準	1/6に減額	1/3に減額

空き家対策上の措置

- 適切な管理が行われていない空家が放置されることへの対応として、**固定資産税等の住宅用地特例を解除**。

<特定空家(※1)に対する措置>

市区町村から勧告を受けた特定空家の敷地について、住宅用地特例の適用対象から除外

助言・指導

勧告

▶ **住宅用地特例
適用対象除外**

命令

行政代執行

特定空家に対する措置実績

特定空家に対する措置	勧告	命令	行政代執行
H27.5～R5.3の累計件数(市区町村数)	3,078件(417)	382件(180)	180件(129)

[(※1)特定空家]…以下のいずれかの状態にあると認められる空家等
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

<管理不全空家(※2)に対する措置(改正空家法施行後)>

市区町村から勧告を受けた管理不全空家の敷地についても、住宅用地特例の適用対象から除外

指導

勧告

▶ **住宅用地特例
適用対象除外**

[(※2)管理不全空家]…適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば
特定空家に該当することとなるおそれのある空家等

指導対象:適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家に該当するおそれのある状態

勧告対象:指導しても改善されず、そのまま放置すれば特定空家に該当するおそれが大きい

空き家対策の推進を目的とした固定資産税の住宅用地特例に関する取組について

「空き家対策の推進を目的とした固定資産税の住宅用地特例に関する取組について(情報提供)」(事務連絡(※1))

- 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例は、特定空家等の所有者等に対し勧告(※2)がされた特定空家等の敷地の用に供されている土地については適用されないこととされている。
- また、賦課期日における当該家屋の使用若しくは管理の状況又は所有者等の状況等から客観的にみて、居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合等には、住宅には該当しないものとされ、そのような家屋の敷地の用に供されている土地については、住宅用地特例の対象とはならないこととされている。(※3)
- 京都市や神戸市では、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」に該当するか否かを判断し、住宅用地特例の対象から除外する取組を実施している。

※1 令和3年3月30日事務連絡 各都道府県・指定都市 空き家対策担当部局宛 國土交通省住宅局住宅総合整備課／総務省地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室通知

※2 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第2項

※3 「「地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について」等の一部改正について」(平成27年5月26日付総税固第42号 各道府県総務部長及び東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局固定資産税課長通知)

■京都市の取組内容

- 空き家対策部局(※4)が、「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」等で定める基準に基づき、主要構造部(壁、柱、屋根等)が特定空家等に相当する状態にあると判断した空き家の情報を税務部局に共有する。
- 税務部局は、空き家対策部局から情報を共有された空き家について、「京都市固定資産税等住宅用地認定基準」及び内規に基づき、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」は当該空き屋の敷地の用に供されている土地について、住宅用地特例の対象から除外する。

※4 令和4年4月時点においては税務部局において対応

■神戸市の取組内容

- 空き家対策部局が、「神戸市空き家空地対策の推進に関する条例」等で定める基準に基づき、建築物が特定空家等に相当すると判断した空き家の情報を税務部局に共有する。
- 税務部局は、空き家対策部局から情報を共有された空き家について、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和2年3月内閣府(防災担当))のうち、第1次調査の基準を活用した外観調査を行い、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている家屋」であると認められる場合は、当該空き家の所有者に対し、今後修繕等の予定が無ければ当該空き家の敷地の用に供されている土地について、住宅用地特例の対象から除外する旨を示しつつ意向の確認を行い、解体予定である場合や連絡がない場合等においては、住宅用地特例の対象から除外する。

令和4年度 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業での支援事例 死因贈与契約等を活用した家じまいのカタチ（株式会社巻組）

宮城県内において、空き家・空き家予備軍の所有者（居住予定のない不動産を相続した方・親族が遠方に住む等の理由から所有不動産が空き家になる可能性が高い方）を対象に、生前のうちに不動産を手放す枠組み（始期付負担付死因贈与契約及び賃貸借契約）の提案を行い、本枠組みの有効性や課題を明らかにした。

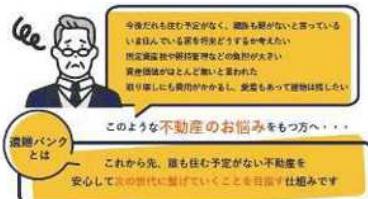
■ 事業概要

事業部門	部門2 住宅市場を活用した空き家に係る課題の解決を行う事業
事業地域	宮城県石巻市、加美町、東松島市、塩竈市
背景・課題	所有者の生活拠点が他地域にある等の理由で維持管理が難しい不動産のうち、条件の悪い空き家は所有者・相続人ともに手放したい意向を持っているケースが多いが、このような不動産は入居者とのマッチングが困難であり、放置され、さらに条件が悪化するという悪循環に陥る傾向にある。
目的	「始期付負担付死因贈与契約」と「賃貸借契約」を用いて、所有者の存命中に死後の不動産処分方針を明確化でき、かつ、低価格賃貸による入居者層の拡大・入居ハードルの引下げを可能とする枠組みを構築する。これにより、一般的に条件が悪いとされている空き家の市場流動性を高めることを目的とする。
連携する団体・役割	石巻市（空き家バンクの運営・空き家所有者への周知） 札幌北商標法律事務所（契約書等に係る法律相談）

1. 取組内容と成果物

- ・契約書ひな型やチラシ等の作成
- ・お客さま対応（説明・調査）と調整
- ・本枠組みを活用したポータルサイトの構築

【チラシ】



【ポータルサイト】



2. 成果

- ・金銭的利益を問わず不動産を手放すことを最優先に行動する所有者・相談者がいるという仮説の検証
- ・従前、親族間で使用されることの多かった始期付負担付死因贈与契約を法人↔個人間で締結する場合の有効性、課題及び対応策
- ・当初想定対象者（空き家を相続した方）と異なる本枠組みの活用方法
- ・本事業等で取得した不動産情報を活用するための今後の展望

令和4年度 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業での支援事例 外部人材をハブとした除却・利活用の情報収集発信の基盤の構築（三条市）

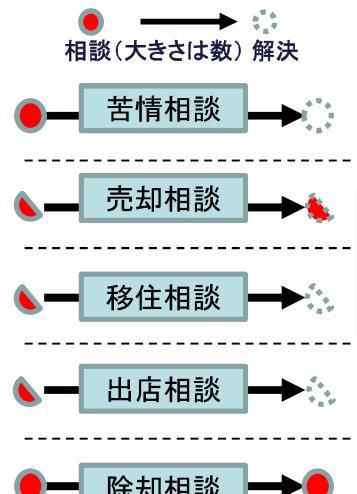
新潟県三条市を事業地域とし、空き家の情報収集・啓発・流通促進を目的として、空き家所有者、利活用希望者等を対象に、情報収集及び発信基盤の構築を行った。成果として、空き家相談件数昨年度比約400%、空き家バンク登録数については、昨年度比約300%を超える達成となった。

■ 事業概要

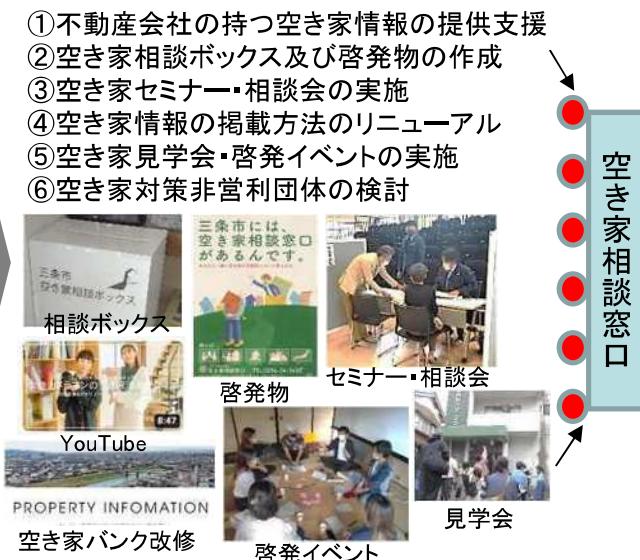
事業部門	部門3 ポストコロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応総合的・特徴取組行う事業
事業地域	新潟県三条市
背景・課題	ポストコロナ時代を見据え、複雑化する空き家問題を解決するためには、広く多様な主体への情報発信の強化と、事業横断的な連携により多様な解決方法に導くための基盤づくりが課題であった。
目的	外部人材及び空き家バンクをハブとして情報発信の強化及び組織横断的な情報収集並びに啓発を行い、空き家の顕在化及び利活用機会の創出を総合的に促進し、もって空き家の増加を抑制することを目指す。
連携する団体・役割	空き家対策の推進に関する連携協定団体(情報提供、専門家相談)、株式会社ジェクトワン(民間技術の指導)、株式会社MGNET(デザイン、啓発イベント)、三条市(苦情空き家、出店、移住等情報交換と横断的啓発事業)

■ 取組内容と成果

取組前(対症療法的)



取組内容(総合的)



成果



令和5年度 空き家対策モデル事業での支援事例 一般社団法人AWAプロジェクト

事業概要	空き家所有者による適正な管理促進と利活用に対する意識の涵養を目的として、課題意識を共有する行政および地域団体、個人とともに改修計画を策定したうえで、町内における空き家のランドマーク的建築物を再利用すべく改修工事を実施した。
------	---

事業者情報		取組内容及び成果
団体名	一般社団法人AWAプロジェクト	
所在地	三重県多気郡大台町下楠546-6	
設立時期	令和3年8月	
団体HP	https://awapj.com/	
活動地域	三重県多気郡大台町	<p>1. 協議会の設立とワークショップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における協力体制の確立を目的として協議会を設立し、定期的に会議を実施した。 ・また、本事業に対する理解の促進を図るとともに空き家改修計画の策定を目的として、改修対象となる空き家にまつわるワークショップを実施した。 
事業スキーム	<p>凡例 ..実施事業者 ..自治体 ..その他連携先</p> <p>連携体制</p> <pre> graph TD A[一般社団法人AWAプロジェクト] <--> B[伊勢路リノベーション協議会] A -- "連携・連絡・報告・相談" --> C[大台町] A -- "啓蒙" --> D[地域住民] A -- "情報提供・相談" --> E[空き家所有者] </pre> <p>一般社団法人AWAプロジェクトが大台町や地元住民との協議や相談をもとに、空き家所有者の啓蒙を目的に空き家の改修工事を実施した。</p>	<p>2. 空き家のランドマークを対象とした改修工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会やワークショップの参加者からヒアリングした要望や情報を加味したうえで改修計画を策定。 ・上記計画に沿って長らく空き家となっていた旧郵便局舎の建築物を改修し、食品加工施設として利用できるように再生した。 
	<p>3. 空き家所有者に向けた情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者に対する啓蒙を目的とした印刷物を制作した。 ※本事業の概要説明やワークショップの模様を撮影した映像へのリンクを掲載。 ・上記印刷物は次年度に空き家(固定資産)所有者に向けて郵送する予定。 	

令和5年度 空き家対策モデル事業での支援事例 一般社団法人ミチル空間プロジェクト

事業概要	管理不全空き家の解消を目的に、近隣住民への無償・低額譲渡や、公的利用を目的とする地元町内会や自治体への寄付により、積極的に所有権の移転を図る「地域内譲渡・寄付モデル(空き家内覧会事業)」を構築した。
------	---

事業者情報		取組内容及び成果
団体名		1. 空き家の「地域内譲渡・寄付モデル」の検討
所在地		<p>当団体が運営する「空き家相談センターわかやま」に寄せられた相談から流通困難物件を抽出し、地元自治体との連携による空き家内覧会を通じた低額・無償譲渡取引の促進</p>
設立時期		<p>個人間取引に必要な情報を所有者、利用者と共有し、必要に応じて司法書士や宅建士等の専門家を紹介</p>
団体HP		<pre> graph TD A[空き家所有者] -- "①空き家所有者の取次ぎ" --> B[一般社団法人ミチル空間プロジェクト] B -- "②相談" --> C[空き家相談センターわかやま] C -- "③空き家内覧会開催支援 (広報、近隣施設貸出)" --> D[和歌山県] C -- "③空き家内覧会開催支援 (広報、近隣施設貸出)" --> E[和歌山市] C -- "③空き家内覧会開催支援 (広報、近隣施設貸出)" --> F[橋本市] D -- "④空き家内覧会の実施 空き家利用希望者のマッチング" --> G[近隣住民] E -- "④空き家内覧会の実施 空き家利用希望者のマッチング" --> G F -- "④空き家内覧会の実施 空き家利用希望者のマッチング" --> G </pre>
活動地域		<p>地域内循環モデル</p> <p>地域内循環モデル</p>
事業スキーム		<p>3. 空き家内覧会を通じた所有者・利用者のマッチング</p> <p>譲渡や寄付対象となる近隣住民へ、地元自治会やSNSによる広報活動を行い、内覧会参加者を募集</p> <p>和歌山市8件、橋本市2件の内覧会を実施、6件の取引成立(1/31現在)</p> <p>内覧会のリーフレット</p>

令和5年度 空き家対策モデル事業での支援事例 一般財団法人和歌山社会経済研究所

事業概要	過疎化と空き家増加が課題となる漁村地域へのインバウンド増加可能性を鑑み、外国人旅行者向けアンケート調査、外国人モニター調査及び地域の活用可能な空き家調査の結果を踏まえて、外国人旅行者を含めた多様な交流が生まれる「空き家活用まちづくりプラン作成事業」を実施した。
-------------	--

事業者情報		取組内容及び成果
団体名	一般財団法人和歌山社会経済研究所	1. 外国人目線でのニーズ・受入課題の調査 (1)外国人旅行者向けアンケート調査
所在地	和歌山県和歌山市本町2丁目1番地 フォルテワジマ6階	● 県内で外国人旅行者が多い2地点(高野町高野山、田辺市本宮町)にて外国人旅行者に対して訪日目的や滞在期間などを問うアンケート調査を実施。
設立時期	1981年9月	(2)外国人モニター調査
団体HP	http://www.wsk.or.jp	● 対象地域において、外国人(留学生含む)に地域のゲストハウス等に宿泊してもらい、街歩きやアクティビティ等の体験活動の他、地域住民との交流などを通じ、地域の魅力や滞在面での課題等のモニターレポートを作成。
活動地域	・和歌山県和歌山市雑賀崎地区 ・和歌山県日高郡美浜町三尾地区	2. 活用可能な空き家調査
事業スキーム	<p>凡例 …実施事業者 …自治体 …その他連携先</p> <pre> graph TD A[一般財団法人 和歌山社会経済研究所] -- "事業運営 支援" --> B[和歌山県] A -- "学生参加 依頼/ 参加支援" --> C[(株)エンジョイワーク ス] A -- "業務委託" --> D[和歌山大学] B -- "地元調整、 事業協力" --> E[NPOさいかざきポッセ (まちづくり団体)] B -- "地元調整、 事業協力" --> F[NPO日ノ岬・アメリカ村 (まちづくり団体)] C -- "事業協力、 事業支援" --> D D -- "調査事業、 ワークショッ プへの参加" --> E D -- "調査事業、 ワークショッ プへの参加" --> F E -- "アンケート調査/ モニター調査" --> G[外国人旅行者 外国人留学生] F -- "空き家調査/ 活用意向アンケート調査" --> H[空き家所有者] </pre> <p>一般財団法人和歌山社会経済研究所が、和歌山県及び活動地域の自治体、まちづくりNPO団体、和歌山大学と連携し、外国人旅行者等に対するニーズ・受入課題の調査や地域の活用可能な空き家調査、及び、空き家を活用したまちづくりプラン作成のワークショップを行った。</p>	3. まちづくりワークショップ、プラン説明会



「地方公共団体における空き家対策の実例集」の公表について

- 関東地方整備局建政部では、空き家対策に取り組む地方公共団体へのヒアリングを実施し、地方公共団体担当者向けの実例集としてとりまとめ・公表しました。
- 空き家対策を進める上で課題となっている事項に対応する取組みや、担当者（現場）レベルの具体的なアクション・プロセス・工夫等について紹介しています。

【HP掲載箇所】 関東地整ホーム > 都市・公園 > 住まいづくり > 関東ブロックにおける空き家対策の推進



本実例集では、3つのルートで参考とする実例を探すことができます。

01 地方公共団体から探す

地方公共団体名・取組概要から実例を検索できます。

- 管内12自治体（1区6市5町）の実例を掲載
 - 参考情報として人口規模も掲載

02 空き家対策の課題から探す

空き家対策に係る主な5つの課題から実例を検索できます。

- ①マンパワー不足/②所有者特定・アプローチが困難/③専門職不足/④知見・ノウハウの不足/⑤予算の不足

03 庁内・官民連携から探す

府内調整や外部との連携方法等の課題から実例を検索できます。

- ①新たな施策を実現するための庁内調整の視点/②民間と効果的に連携する視点

04 実例集

それぞれの実例について、各担当者が何を考え、どのように行動したのか等、実務に焦点を当てた内容を掲載しました。



①子育て世代の減少

③ 庁内・庁外との調整

本事業の全庁的協力理解を得るため、その説明資料を該委員会の場に提出し、説明して合意を得た。また、予算編成に向けては財務課と調整した。

支店パンツの駆除作業に係る認定のため、毛地建物防除協会及び日本不動産協会と協議を行つたところ、不動産事業者から本版面への理解を得たため、時間かけて地元の各事業者と協議を重ね、理解を深めた。

④空き家バンクの運営を検討

②特定空察の増加

平成30年度に実施した空き家調査の結果では、区内に568戸の空き家があり、うち148戸が特定空き家（全体の約1/4）であることが判明した（現在は600戸を超えていると思われる）。

空き家調査の結果と、子育て世代が意識している状況を踏まえて、より効率的な空き家調査・利活用に合わせて、住民目標での移住・定住政策を策定していくこととした。

⑤空き家物件の掘り起こし B

町内に特定空き家候補が多く、空き家バンクに登録可能な物件情報の収集が難しかった。そこで、空き家物件の調査を行ない、所有者に向けた空き家バンク情報の案内を進めた。また、納税促進知識の巡回時には、空き家バンクのチラシを配付した。

また、自立会や市民団体、農業団体に「空き家緊急会議（誰でもよぶる真面目）」を開催し、空き家話を始めた。



【1ページ目】概要・取組スキーム

【2ページ目】取組プロセス

【3ページ目以降】担当者の思いや具体的な行動、工夫等

1. 空き家の現状について
2. 空家等対策特別措置法について
3. 空き家対策に関する予算・税制等
4. 空き家対策のその他の取組

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和4年法律第38号)

＜予算関連法＞

令和4年4月27日成立
同年5月9日公布
《公布後6か月以内施行》

背景・必要性

- 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。
今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。
※ 令和2年土地基本法改正：基本理念として土地の適正な「管理」を明確化
- ◆ 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」について、
激甚化・頻発化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。
- ◆ 所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- ◆ 所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

住民から市町村に苦情のあった
管理不全土地への対応状況
(令和元年度国土交通省調査より作成。1029市町村が回答。)

「所有者不明土地法 附則（平成30年
制定時）」

2. 政府は、この法律の施行後三年を
経過した場合において、この法律の
施行の状況について検討を加え、必
要があると認めるときは、その結果
に基づいて必要な措置を講ずるもの
とする。



概要

1. 利用の円滑化の促進

① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

- ・現行の広場や公民館等に加え、備蓄倉庫等の灾害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加



備蓄倉庫

② 地域福利増進事業の事業期間の延長 等

- ・購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長
- ・事業計画書等の総覧期間を6月から2月に短縮



建築物のイメージ

③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大

- ・損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用

2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

① 効告・命令・代執行制度

- ・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による効告・命令・代執行制度を創設



豪雨の度に土砂崩れが多発

② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

- ・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている管理不全土地管理命令の請求権を市町村長に付与



高台から瓦礫や岩石、
柵等が落下するおそれ

③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化

- ・上記の効告等の準備のため、土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入

3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度

- ・市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能

② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度

- ・市町村長は、特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定
- ・推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能

③ 国土交通省職員の派遣の要請

- ・市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、国土交通省職員の派遣の要請が可能

【目標・効果】

① 地域福利増進事業における土地の使用権の設定数：施行後5年間で累計75件(R3.11時点で申請1件)

② 所有者不明土地対策計画の作成数：施行後5年間で累計150件

③ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数：施行後5年間で累計75団体

空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進(政策パッケージ)【概要】

令和5年2月27日所有者不明土地等
対策の推進のための関係閣僚会議
国土交通省資料

- 空き家と所有者不明土地等は、人口減少等により増加が見込まれ、対策強化が急務。
 - 地域においては空き家と所有者不明土地等が混在し、両対策の連携を進めることが必要。
 - 推進体制、活用や管理の確保促進、所有者探索、自治体等への支援について、両対策を強化・充実し、一体的・総合的に推進。
- 空き家・土地の有効活用を通じ、地域経済の活性化に寄与。あわせて子育て世帯向けの住まい等への空き家の活用を促進。**

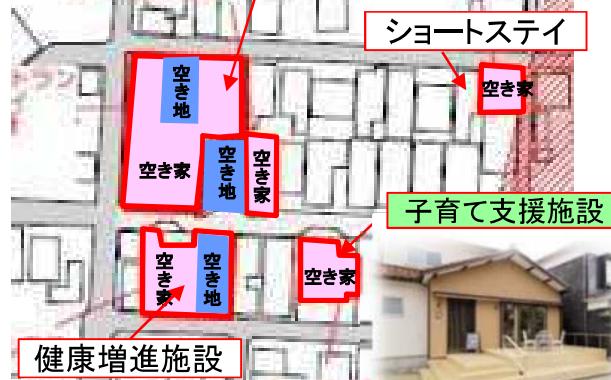
空き家と空き地を地域一帯で活用した事例

(石川県輪島市)

まちなかの複数の空き家と空き地を活用して、拠点施設や子育て支援施設等を整備



拠点施設(温浴施設、レストラン、事務所等)



空き家の改修・増築に対して、国が支援

空き家対策の強化

- ・今般の空家法・関連法の改正

所有者不明土地等 対策の強化

- ・改正所有者不明土地法(R4)
- ・改正土地基本法(R2)
- ・今般の関連法の改正

連携

①計画・体制
空き家・土地対策の
計画連携
協議会の運営連携

②利活用

地域一帯で空き家
や土地を重点活用

⑤民間との連携
行政・所有者を支援する
民間主体を合同指定し、
一気通貫でサポート

空き家・所有者不明土地等対策の
一体的・総合的推進

③管理・除却
管理不全の空き家
・土地の管理等を地
域で強化

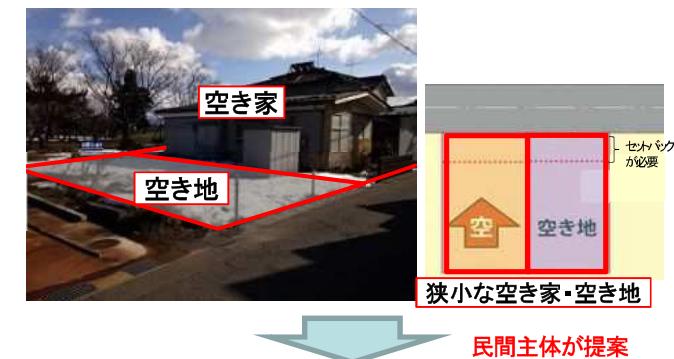
④所有者探索
空き家部局と土地部
局の情報共有等によ
り、探索を円滑化

民間主体が空き家と空き地の一体活用を支援した事例

(山形県鶴岡市)

民間主体が、隣接する狭小空き家・空き地
の一体的活用を提案・調整し、子育て世帯
向け住宅の建築を誘導

※本事業を主導した民間主体(NPO法人つるおかランド・バンク)を、
市が令和5年1月に所有者不明土地法に基づく推進法人として指定



民間主体が提案



子育て世帯が住まいとして活用

空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進(政策パッケージ)

令和5年2月27日所有者不明土地等
対策の推進のための関係閣僚会議
国土交通省資料

- 空き家と所有者不明土地等は、ともに人口減少や相続の増加等を要因とし、今後も増加が見込まれるため、対策の強化が急務。
 - 地域においては、空き家と所有者不明土地等が混在。地域の機能維持や経済活性化を図るために、両対策の連携を進めが必要。
 - 部局間連携によって対策の中心的な主体である市区町村の業務の円滑化・効率化を図ることも重要。
- 空き家対策及び所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進し、空き家・土地の有効活用や適切な管理を図り、地域経済の活性化に繋げる。
あわせて、子育て世帯向けの住まいや子供の居場所等として、空き家の活用を促進する。

★今後、法改正等で措置する予定の事項

推進の計画・体制

所有者の探索

利活用

適切な管理、除却等

自治体・所有者への支援

空き家・所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進

* 改正所有者不明土地法(R4)・改正土地基本法(R2)

- ### 空き家対策
- 市区町村が対策計画を策定、関係者の協議会を設置
 - 課税に係る行政情報に加え、電力会社等の情報を活用★
 - 住基ネットの活用(R4.8施行)、戸籍情報連携システムの活用★
 - 相続登記等の申請義務化(R6.4以降順次実施)
 - 所有者に早期活用を促すよう意識啓発
 - 相続空き家の早期譲渡のインセンティブ拡大(3000万円控除)(R5税制改正)★
 - 指定されたNPO等が所有者に寄り添い空き家の管理・活用に係る相談対応、子育て世帯等とマッチング等★
 - 空き家の活用を重点的に進める区域制度★、子育て世帯向け等への活用促進
 - 所有者責務の強化★
 - 管理不全・所有者不明の建物管理制度の創設(R5.4実施)、市区町村による利用の円滑化★
 - 特定空家となるおそれのある空き家に対して指導・勧告(固定資産税の住宅用地特例の解除を含む)★
 - 特定空家の緊急代執行★
 - 空き家の活用・除却に対する財政支援の強化

◆ 空き家・土地対策の計画連携、協議会の運営連携

◆ 空き家部局と土地部局が相互に情報共有し、探索を一層円滑化

- ◆ 空き家・土地の所有者への意識啓発
- ◆ 自治体に空き家・土地に係る一元的相談窓口を設置
- ◆ 行政を補完する民間主体を合同指定
- ◆ 空き家と空き地のバンクを一体整備
- ◆ 地域一帯で空き家や低未利用土地を重点活用

◆ 管理不全の空き家・土地の管理を地域で強化

- ◆ 空き家・所有者不明土地等への各支援事業を連携させて採択・重点配分
- ◆ 地方整備局等に自治体等向けの一元的相談窓口を設置
- ◆ 空き家と所有者不明土地等の問題に一體で取り組む優良・先進事例の横展開

所有者不明土地等対策

- 市区町村が対策計画を策定*、関係者の協議会を設置*

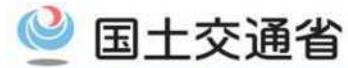
- 課税に係る行政情報、電力会社等の情報を活用
- 住基ネットの活用★、戸籍情報連携システムの活用★
- 相続登記等の申請義務化(R6.4以降順次実施)

- 所有者に早期活用を促すよう意識啓発
- 低未利用地の譲渡を促すインセンティブ拡大(100万円控除)(R5税制改正)★
- 指定されたNPO等が所有者に寄り添い所有者不明土地・低未利用土地の管理・活用に係る相談対応・マッチング等*
- 地域福利増進事業の活用を促進(朽廃空き家のある土地も対象*)

- 所有者責務の強化*
- 管理不全・所有者不明の土地管理制度の創設、市区町村による利用の円滑化(R5.4実施)*
- 災害等の発生防止のための勧告・命令・代執行*
- 相続土地国庫帰属制度の創設(R5.4実施)
- 所有者不明土地等の利活用や管理不全の解消等に対する財政支援

【概要】空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進(政策パッケージ)について

(令和6年1月22日付国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長・住宅局住宅総合整備課長連名通知)



- 空き家と所有者不明土地等は人口減少等により増加しており、対策が急務。
- 適切な管理が行われずそのまま放置されることにより、防災・防犯、衛生、景観等の面で周囲に様々な影響を及ぼす。

➡ 市町村等が両対策に一体的に取り組むことは、これらの適切な管理や活用を図る上で効果的。

1. 対策計画等

①計画の一体的作成

空家等対策計画及び所有者不明土地対策計画を一体的に作成し、両対策を兼ねる計画とすることが可能



②協議会の一体的な運営

①の計画の実施に向けた協議に当たり、市町村において所有者不明土地対策協議会と空家等対策計画の作成等に関する協議会を一体的に運営することが可能

【参照】「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号)」及び「所有者不明土地対策計画作成の手引き」

2. 所有者探索

法に基づく所有者等情報の内部利用

空家法及び所有者不明土地法に基づき、固定資産税の課税等の目的で保有する所有者等関連情報を、所有者探索のために内部利用可能
→上記範囲内で、空き家担当部局と土地担当部局が所有者関連情報等を互いに内部利用可能

※住基ネット及び戸籍情報連携システムの活用も可能

※土地等の所有者情報が不明となることを未然に防ぐため、相続登記や住所変更登記の申請義務化

※赤字:未施行

3. 活用・4. 適切な管理

①税制特例措置の活用

空き家及び低未利用土地等に関する税制特例による、早期の活用・管理の促進

②空き家・空き地の活用促進

空家等活用促進区域制度や地域福利増進事業制度による、空き家と所有者不明土地の一体的な活用等の促進

③指定法人の同時申請等

空家等管理活用支援法人及び所有者不明土地利用円滑化等推進法人の同時申請時に、申請手続きのワンストップ化が可能



【参照】「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」及び「所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定の手引き」等

財産管理制度の活用

所有者不明又は管理不全状態の建物及び土地について、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、裁判所への管理命令の請求を併せて行うことが可能

管理不全状態の例



【参照】「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)及び「所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドライン」

5. 支援制度

①財政支援措置の活用

空き家対策総合支援事業や所有者不明土地等対策事業費補助金等の地方公共団体や所有者等への財政支援を組み合わせて活用可能

②相談窓口の一元化

市町村において、空き家・土地に係る多様なニーズに対応できるよう、一元的相談窓口の設置を要請



【参照】「所有者不明土地等対策事業費補助金交付要綱」及び「空き家対策総合支援事業(概要資料)」

期待される効果

両対策を連携して実効性をもった形で推進

両対策部局における所有者関連情報等の内部利用による探索の効率化

・空き家や所有者不明土地の一体的な活用・整備が可能
・危険な状態の空き家及び所有者不明土地に効率的に対処可能

空き家と所有者不明土地等を一体的に活用し、中心市街地活性化等を推進

周知のための取り組み(特設ページ)

「空き家」は身近な問題

以下のようなことをきっかけに、家族が住んでいた家が空き家になっています。

実家を相続した



1人暮らしの親が施設に入居した



一度空き家になってしまふと、以下のような理由からそのまま放置されてしまいます。

解体費用を
かけたくない



家財・荷物を
片付けられない



将来自分や親族が
使うかもしれない



など

空き家を放置するリスク

空き家を放置してしまうと、様々なリスクがあります。また、地域にも迷惑をかけてしまいます。



倒壊

空き家の備みが進み地震
や台風などで倒壊してしま
う危険性があります。



外壁落下

外装材や屋根材などの破
損を放置すると、それら
の部材が落下する危険性
があります。



ねずみ・害虫など

ねずみや害虫などが大量
発生すると、不衛生な状
態になってしまいます。



景観の悪化

ごみの散乱、山積みや外
壁の破損・汚損などが放
置されると景観を損ねて
しまいます。



悪臭

放散した動物の糞尿やご
みなどが放置されると悪
臭の発生に繋がります。



不法侵入

壊れた窓などから不法侵
入者に出入りされると、
周辺地域の治安の悪化に
繋がります。



枝のはみだし

隣の敷地や道路などへ枝
がはみ出すると、周囲の建
物を傷つけたり、歩行者
の通行を妨げてしまいま
す。

空き家にしないために

実家や自宅を空き家にしないため、空き家となつても放置しないために家族の話し合いが大切です。
空き家はそのままにせずに、「仕舞う」（除去）・「活かす」（活用）の行動をとりましょう。

空き家を「仕舞う」（例）

解体を行い、跡地を広場や駐車場、新しい建物の敷地として活用



広場・駐車場

空き家を「活かす」（例）

改修を行い、賃貸用の住宅、用途替えをしてカ
フェなどとして活用

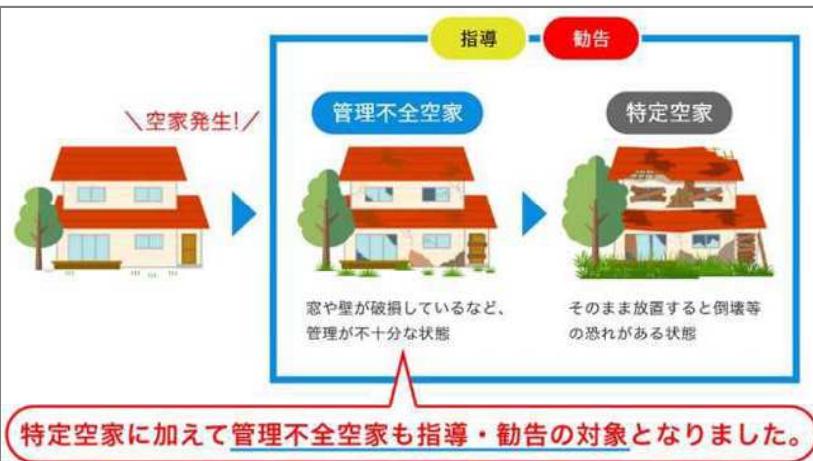


中古賃貸



用途替え(カフェなど)

空き家の対応に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ
相談を。



住まいのエンディングノート

空き家問題への対策として、日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と共同で、「住まいのエンディングノート」を作成しました(R6.6公表)。

➤ 「住まいのエンディングノート」とは…

- 住まいに関する情報や将来住まいをどうして欲しいかなどを書いて残しておくノート
- 住まいの将来を考える際や相続時に参考となる制度や手続、相談先を掲載



➤ ノートに書き込むことで…

- 将来住まいを相続した家族の方が空き家の問題で困らないように
- 元気なうちから住まいの将来のことを家族で話し合うきっかけに

◆こちらからダウンロード

国土交通省 住まいのエンディングノート

検索

QR
コード

「全国版空き家・空き地バンク」について

目的・概要

- 空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加しているが、自治体毎に各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいことから、国土交通省では、各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。
- 公募により選定した2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】が平成29年10月からの試行運用を経て、平成30年4月から本格運用を開始。

株式会社LIFULL



URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

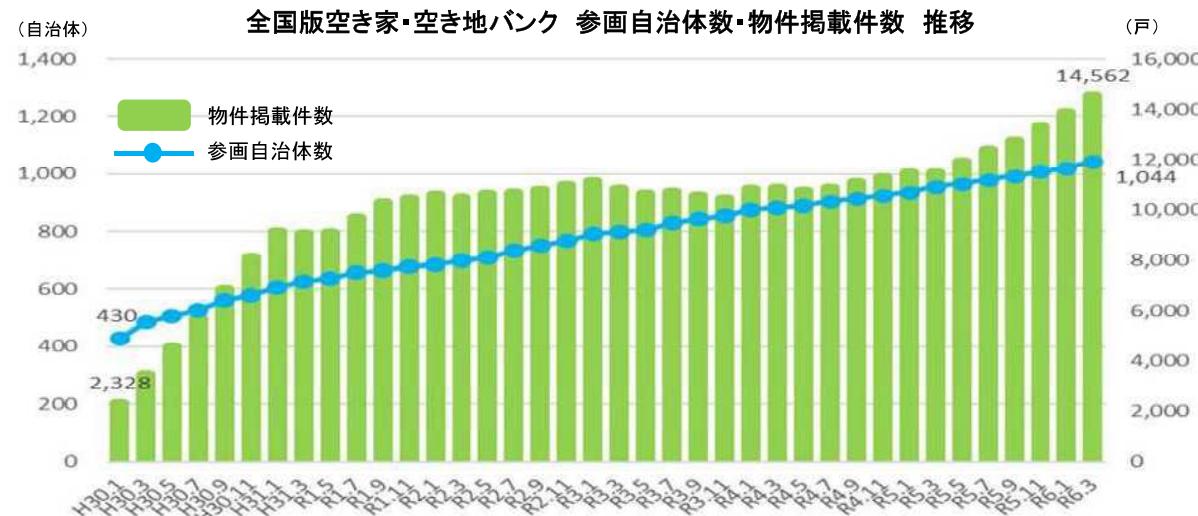
アットホーム株式会社



URL: <https://www.akiya-atome.jp/>

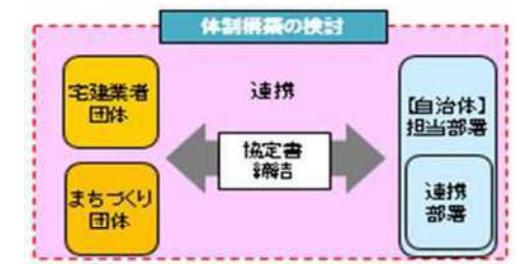
運用開始後の効果

- 47都道府県含めた1,788自治体のうち、「全国版空き家・空き地バンク」の参画自治体数は1,044自治体(参画率58%)、物件掲載件数は14,562件。
※掲載件数は2社合算
- 自治体へのアンケート調査等によると、これまで約16,600件の物件が成約済。
【令和6年3月末時点】



空き家・空き地バンク導入のポイント集

- 空き家・空き地バンクの未設置自治体を対象に「空き家・空き地バンク導入のポイント集」を令和4年6月に公表。空き家・空き地バンクの設置や「全国版空き家・空き地バンク」への参加を促進。
- 空き家・空き地バンクの設置・運営に必要な自治体内における体制構築等のポイントを解説。先行自治体の事例(要綱等)も掲載。



URL: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/seisei_const_tk3_000131.html

全国空き家対策推進協議会について

設立：平成29年8月31日

空き家対策に取り組む地方公共団体等が、専門知識やノウハウが必要な具体的課題等について共有し、専門家と連携して対応方策を協議・検討する場を設け、実践的な空き家対策について政策提言を行い、その実現を図るとともに、蓄積したノウハウ等の周知・普及を図る。

全国空き家対策推進協議会（令和6年5月31日時点）

会長 千葉県市原市(市長:小出讓治)
副会長 京都府井手町(町長:汐見明男)

- 参加を希望する地方公共団体等が参加
- 情報の共有のみ、協議・検討の場にも参画など多様な参加が可能
- 会費は無料

適宜部会に参加

<協議会の構成員:全1,131団体>

- 正会員(1,104団体)
 - ・市区町村(1,057団体) ・都道府県(47団体)
- 協力会員(27団体)
 - ・不動産関係団体、法務関係団体、金融関係団体 等
- 顧問(アドバイザー)
 - ・国土技術政策総合研究所 ・建築研究所

企画・普及部会

- ・協議会全体の取組方針等について協議・検討
- ・先進的な取組を見極めた情報提供、政策提言案の検討 等

部会長:千葉県市原市

部会員:

北海道別町、福島県桑折町、千葉県市原市、
岐阜県高山市、静岡県森町、愛知県清須市、
三重県伊賀市、京都府京丹後市、和歌山県橋本市
山口県山陽小野田市、愛媛県今治市、
熊本県宇土市、岩手県盛岡市、岩手県釜石市、
神奈川県茅ヶ崎市、石川県金沢市、愛知県岡崎市、
熊本県天草市

所有者特定・財産管理制度部会

- ・空き家所有者の効率的な探索方法等の検討
- ・所有者不在空き家等に係る財産管理人制度の活用促進方策等の検討 等

部会長:京都府京都市

部会員:

北海道森町、山形県山形市、茨城県龍ケ崎市、
埼玉県さいたま市、埼玉県熊谷市、千葉県八街市、
千葉県香取市、東京都板橋区、富山県富山市、
静岡県浜松市、愛知県名古屋市、京都府京都市、
兵庫県尼崎市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県丹波市、
広島県府中市、高知県高知市、福岡県北九州市

空き家バンク部会

- ・空き家バンクへの登録促進方策の検討
- ・空き家・空き地の活用促進方策等の検討 等

部会長:兵庫県神戸市

部会員:

宮城県山元町、福島県国見町、福島県昭和村、
茨城県利根町、愛知県豊田市、三重県明和町、
京都府井手町、京都府宇治田原町、兵庫県神戸市、
兵庫県朝来市、岡山県笠岡市、福岡県宗像市、
大分県別府市

<運営事務局> (一社)すまいづくりまちづくりセンター連合会

※部会の体制は令和5年度のもの